

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 税金斗争

第一節 税金闘争の新局面

一、税制改正と農民負担 五一年度国家予算の編成にあたり池田蔵相は「税法上の減税」七一〇億と称したが、事実上は五〇年度租税印紙収入四、四五〇億六千五百万円に対し五一年度は四、四四五億四百万円で、わずか五億六千百万円の減少にすぎず、しかも支出面をみると、一、〇二七億の終戦処理費、一六〇億の警察予備隊費その他ぼう大な再軍備費が計上され、土地改良費の他農業部面への国家投資は前年同様きわめて不十分なものであった。すでにこの事実をみても、農民の負担が実質的に軽減されることなど考えられぬ所である。シアウプ新税制により国税たる所得税は減少したが、事実上は、地方税の大巾引上げによって税負担はそれほど軽減されず、したがって五〇年度と同様、税闘争は農民運動の主要分野の一つとして闘われることになったのは当然である。

しかし税闘争が五一年において前年にくらべ特に激烈広汎にたたかわれたということとはできない。一般に税金に対する農民の闘争は四八年ころ最も熾烈をきわめ、土地、供出闘争とともに広く農民を闘争にまきこんだのであるが、一昨年以来、政府の徴税機構の整備拡充、反税運動取締りの強化に対し、農民組織自体十分にこれに対応しえず、いわば立遅れの状態にあったために、税闘争は地方的部分的な防衛闘争の域を出ることはできなかつたと見られる。この傾向は、前述のように所得税の比重および絶対額が四八年以来減少してきたことにもよっている。つぎにこの点について簡単にふれておきたい。

租制改革の結果、基礎控除、扶養控除の引上げによって低額所得農家が課税対象からおとされ、四九年にはほとんど全ての農家が所得税をおさめたにかかわらず、最近では納税する農家は村内の半数以下になっている。四九年以来の、一戸当り所得税額の推移を見ると、農家所得が五万七千円の四九年度税額は三、五七二円、五〇年度四七一円、これが五一年度には納税対象から外されている(農林省「農家経済調査」)。このようにとくに低額所得農家の負担は近年たしかに軽減したことは事実であるが、このことは決して公租公課の負担そのものが現在の農家にとって軽いことを意味するものではない。地方税としての固定資産税では、収益の有無にかかわらず農地家屋の所有に対し課税され、大農具その他機具の償却資産にも課税(免税点一万円)される。このようにして地方税は増徴され、しかも大衆課税としての性格が強く、さらに税務署の査定する所得標準は一般に高く、現金収入にとぼしい貧農にはとくに耐えがたいものになっている。五一年末から五二年始めにかけて、所得税の確定申告、固定資産税、村民税をはじめ、農協出資金、水利組合費等の納入が重なり、同時に税金の滞納整理がすすめられた。国税庁徴収課の発表によれば、農民や商人などの申告所得税の滞納額は一一月末現在で、過年度五一年度合計四〇〇億円で、他の全

ての税関係滞納額八六一億の約五〇%、件数では七五%をしめている。一二月の新規滞納をいれると五〇〇億にのぼると見積られている。また市町村民税の滞納も相当な額にのぼると推定される。

二、税金闘争の諸形態 農協(指導連)は「課税適正化」を目標に全国的に税務当局と交渉し、とくに農地の所得査定をめぐり当局との接衝にあたったが、農協の性格上、富中農の利益擁護にかたむくか「徴税機関の下請機関化」する傾向もあり、「課税適正化」の枠内で貧中農の要求を満足させることはますます困難となっている。農民組合の税闘争は、昨年と同様申告と減税闘争、差押え公売に対する部落農民動員による反対が中心である。とくに本年度には後者の闘争が減税運動以上にはげしく闘われた地方が多い。茨城県常東におけるように、税金闘争が、「戦争のための税金徴収反対」として、平和運動の一環として闘われたところもある(「農民運動資料」第28・29合併号九頁)。また日農(統一派)新潟県連書記局の五一年度上半期闘争報告中の左の一節を見ても、税闘争の性格がたんなる減税要求から「不納」「差押え反対」に重点が移って来たことをしめている。

「農村の金づまりと農民のくらしのハタンは、まけてもらっても納められないところまでおいつめられ、マケロ運動よりも不納の運動へ、税法の不当と闘う運動へ、差押え、公売、物品引揚げに対する大衆行動による撃退斗争にまで発展してきている。『国、県、町の税金一切と、その他の公租公課を正直に納めていたら生活がなりたたない』と農民は言っている。「差押え、物件引揚げには集団して闘へ」と大衆自身が言っている。中浦村では国税地方税に対して大衆動員で税務署地方事務所を撃退しており、二十五年からの地方税(村民税)は一銭も納められないと三倒部落ではいっており、村長は神経衰弱にかかっているという。少額所得者は所得税を納めなくともよい位に税法はなってきた、今春は南蒲原をのぞいて所得税の斗いは大してなされなかったが、その分とも地方税にしわよせされ、葛塚町では水利費が二倍に値上げされ、又保険税がかけられてくることに対して農民は不満をもらしている。大工が事業税に対して各地で闘っている」(前掲「資料」第27号二ページ)

税金闘争が、民主商工会その他中小工業、市民との共同闘争の形で強力にたたかわれた例も、たとえば茨城県常東や兵庫県福良など数地域で見られたが、しかし労働者階級との提携はまだきわめて不十分であり、税闘争の展開をさまたげていることは否定できない。

三、農民組織の税闘争方針 日農両派その他農民組織は税闘争にいかなる方針を立て、これに対処したか。

統一派本部は、第五回大会その他数次の委員会において税金闘争の重要性を強調し、またその闘争形態も変化しつつあることを指摘している。

「今日の段階において税金の問題は、多数の農民商工業者にとっては、すでに『納められない』ものとなってきている。税金対策の新局面が、滞納・差押処分をめぐると問題に移行してきている事実が何よりも雄弁にこれを物語っている。

われわれの側における組織的な税斗争戦術は、自主申告を発足点とし、差押え公売に対する大衆的実力斗争を窮局のものとする一連の戦いのうちにある。最近の税斗争はこのうち、特に滞納処分をめぐると督促、調査、再審査請求、差押え、公売に対する継続する大衆的斗争の展開に大きな比重をうつしてきている。敵側にとっては、かくの如き税斗争の発展のなかにおいて、いかに能率的かつ抵抗を弱めつつ収税強化をはかるかという点に深甚な考慮を払わざるをえない……」(「資料」第19・20合併号二二ページ)

右のように、統一派本部は、国税徴収法改正に現われている如き「徴税方法のファッショ的方法」や、「税金の用途があげて戦争目的へと向けられている」点をバクロし、これに対し部落動員体制の確立による抵抗戦術を強調している。

本部方針を地方事情に応じて具体化した例として、日農山梨県連はつぎのように税闘争方針を決定している(五一年度山梨県連活動方針)。

「所得基準を押しつけるな。町を村をつぶす地方税反対。税金は金持からとり貧乏人からとるな。1失業者半失業者には住民税をかけるな。2人头割は世帯主一人にしよ。3夫婦稼ぎ親子稼ぎ、貧乏人には所得割は世帯主だけにする事。4所得査定委員会を作って所得を公平に査定すること。5高度累進課税にせよ。6資産評価委員、資産審査委員を公選せよ。7賃貸価格再審査委員を公選せよ。8賃貸価格を再審査すること。9高額所得者のカクシ田畑、資産のごまかしをなくせよ。10一万円以下の農用資産には課税しないこと。11報償金制をやめること。12条例の罰則をなくすること。13納められぬ税金は棒引きにすること。14課税については民主団体の意見をきくこと。差押えをするな、納められぬ税金は棒引きせよ。」

右の方針のもとに行われた日農県連の税闘争につき河合書記長はつぎのように報告した(前掲「資料」第19・20合併号四六ページ)。

「地方税に関しては右一四項目の要請書を作って各支部でこれを町村会に持ちこんで斗いました。……英村を例にとれば……その後日農としては特別の活動をしませんでした。人头割を世帯主一人にすること、そして四人以上の扶養家族一人について五十円宛控除すること、二四年度の所得税を多少修正して所得割をかけたこと、所得割を一六%に下げたこと等を実行しました。そして資産評価委員を公選することにしたのですが、公選したのは日農の強い下平井部落だけでした」

主体性派日農本部は、第五回大会で「大衆課税反対」「地方交付金制度の適正化」「課税適正化」による農民負担軽減の基本方針を明らかにしている。しかし中央地方において、部分的にせよ農民動員による税闘争の指導はほとんど見られず、とくに本部の態度に対しては、たとえば第五回大会における栗原代議員のつぎの発言のように、痛烈な批判がなされている。

「総本部は税金斗争に熱意がない。群馬ではムシロ旗をかついで大衆斗争をやったが、総本部はこのときなにをしたか」(「農林通信資料」第35号)

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
